

那須塩原市ファミリーサポートセンター運営業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 概要

(1) 業務の名称

那須塩原市ファミリーサポートセンター運営業務委託

(2) 業務の目的

子育ての援助を受けたい人「利用会員」と、子育ての援助を行える人「サポート会員」をそれぞれ募集し、会員間で行われる相互援助活動を支援するファミリーサポートセンター事業を実施する。

本事業は、「サポート会員」の確保及び「利用会員」から寄せられる様々な要望に対し、適切なサービスの提供が重要となるため、価格以外に総合的な判断をする必要があることから公募型プロポーザルを実施する。

(3) 業務の内容

別紙仕様書のとおり

(4) 事業期間

事業期間は、運営準備期間及び運営期間で構成する。本業務における運営準備期間及び運営期間は以下のとおりとする。なお、運営準備期間に要する費用は、受託者が負担するものとする。

①運営準備期間 契約締結の翌日から令和5年3月31日まで

②運営期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

③事業期間 契約締結の翌日から令和6年3月31日まで

(5) 提案上限額

8,500,000円

※本業務に係る消費税及び地方消費税については、消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項に該当するため、非課税として取り扱う。

2 参加者の資格要件

参加者は、次に掲げる要件の全てを満たす者でなければならない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てがなされた者（これら手続開始の決定後、那須塩原市の入札参加資格の認定を受

けた者を除く。) でないこと。

- (3) 役員その他経営に実質的に関与している者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であることその他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していると認められること等が存しないこと。
- (4) 業務を確実に履行できる体制及び同種・類似業務の履行実績を有すること。

3 プロポーザルの日程

- | | |
|-----------------|---------------|
| (1) プロポーザル実施の公告 | 令和4年11月11日（金） |
| (2) 質問書受付期限 | 令和4年11月18日（金） |
| (3) 質問回答日 | 令和4年11月25日（金） |
| (4) 参加申請書提出期限 | 令和4年12月2日（金） |
| (5) 企画提案書提出期限 | 令和4年12月9日（金） |
| (6) 審査の実施 | 令和4年12月14日（水） |
| (7) 審査結果の通知 | 令和4年12月中旬 |

4 参加手続

- (1) 提出先・問い合わせ先
〒329-2792 那須塩原市あたご町2-3
那須塩原市子ども未来部子育て支援課子ども福祉係
電話 0287-46-5532
電子メール kosodateshien@city.nasushiobara.lg.jp
担当：染谷・高木
- (2) 募集方法
実施要領・仕様書等については、市ホームページからダウンロードすること。
※市ホームページ <http://www.city.nasushiobara.lg.jp>
- (3) 参加申請
参加申請書（様式第1号）及び参加資格要件確認書（様式第2号）に必要事項を記入の上、令和4年12月2日（金）午後5時まで（必着）に、郵送又は持参により(1)へ提出すること。
参加申請書提出者に対し資格確認結果等の通知は行わない。ただし、資格要件を満たさないと判断した者に対しては、個別に通知する。
参加表明後、都合により辞退する場合は、速やかに辞退届（様式第3号）を(1)へ提出すること。なお、辞退の期限は令和4年12月9日（金）とする。
- (4) 質疑

本件に関し質疑がある場合は、質疑書（様式第4号）を提出することができる。質疑書は、令和4年11月18日（金）午後5時まで（必着）に(1)まで電子メールにより提出すること。質疑書を提出した場合は、電話により到着の確認を行うこと。

質疑の回答は、令和4年11月25日（金）までに、質疑提出者に電子メールで返信するとともに市ホームページに掲載する。なお、本業務に直接関係のある質問にのみ回答するものとし、全ての質問に回答するとは限らない。

5 企画提案書の作成、提出等

(1) 提出書類

ア 提案書表紙（様式第5号）

イ 業務実施体制図（様式第6号）

ウ 履行実績等（様式第7号）

エ 本業務の実施方針及び手法

- ・別紙仕様書7業務内容の項目に沿って記載すること。（任意様式）
- ・業務内容の詳細について記載すること。（様式第8号から様式第14号）

オ 見積書（様式第15号）及び内訳書（任意様式）

(2) 作成に当たっての注意事項

ア 提出書類(1)ア～エについて

A4縦片面刷りとし、フォントサイズは11ポイント以上で横書きとする。ただし、図表についてはこの限りでない。なお、印刷の色はカラーでもモノクロでも構わない。

ページ数は、30ページ以内とする。

作成部数は、正本1部、副本5部とする。正本の表紙には、代表者印を押捺すること。

イ 提出書類(1)オについて

契約希望金額の総額を記載すること。

見積金額には、仕様書において市が負担する旨特に定めた事項を除き、業務の履行に当たって必要な一切の費用が含まれるものとする。

作成部数は、正本1部、副本5部とする。正本には、代表者印を押捺すること。

(3) 提出方法等

ア 提出期限：令和4年12月9日（金）午後5時まで（必着）

イ 提出場所：本要領4(1)へ提出

ウ 提出方法：持参又は郵送（郵送の場合は、書留その他の到達を確認できる

方法によること。)

6 評価基準

評価項目	評価の基準	配点
1 ファミリーサポートセンターの運営方針、実績、応募の動機	<ul style="list-style-type: none">・地域における子育て支援の拡大を視野に入れた運営を行う等、事業の委託に適した事業者であるか。・同種事業や類似事業の履行実績が豊富で、事業を継続して実施できるか。・事業に対しての意欲を感じられる内容であるか。・事業内容及び地域性を理解した内容であるか。	30
2 事業実施のための体制	<ul style="list-style-type: none">・本事業の準備・開設のためのスケジュール内容・職員体制・アドバイザー確保のための手段、欠員が生じた場合の体制・アドバイザーによる調整活動を円滑に行うための工夫・対策・会員からの相談に応じる体制、アドバイザーの適性（会員への適切なアドバイスができる者を充てているか）・市の実施する他の子育て支援施策との連携・会員確保のための具体的提案	40
3 研修・交流会の手法	<ul style="list-style-type: none">・サポート会員の質の向上に関する研修の実施・サポート会員になるための研修の実施・会員の交流会の実施、会員への情報提供等の取り組み	20
4 価格評価	(1 - 見積金額 ÷ 提案上限額) × 配点	10
合 計		100

7 審査及び契約候補者の特定

- (1) 委託予定事業者は、選考委員会の評価に基づき市長が決定する。
- (2) 選考は、提出された参加申請書・企画提案書・見積書等について、評価基準に基づき書面審査により行う（本プロポーザルにおいては、プレゼンテーションは行わない）。
- (3) 書面審査の結果、評価点が最も高い者を契約候補者として特定する。
- (4) 審査の結果は、令和4年12月中旬に書面にて通知する。

(5) 選考委員会は、市職員 5 名で構成する。

8 契約の締結

契約候補者の特定後、被特定者と仕様書及び企画提案書の内容により提出された見積書記載額で契約を行う。

ただし、特定後契約締結前に契約内容について協議を行うことがある。協議の結果、契約に至らなかったときは、審査において次順位であった者を新たに契約候補者とし協議を行う。

9 その他

- (1) 企画提案書の提出後、提案者が本要領 2 に該当しなくなったとき、提出した書類に虚偽の記載があったとき又はその他本要領等に違反したときは、当該提案者の提案は無効とする。
- (2) やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは中止する場合がある。その場合、応募に関わる一切の費用は市に請求できない。
- (3) 企画提案に係る一切の費用は、提案者の負担とする。
- (4) 提出された資料は、返却しない。また、那須塩原市情報公開条例（平成 20 年那須塩原市条例第 3 1 号）の規定による開示請求の対象となることがある。
- (5) 審査方法、審査内容及び審査結果に対する異議は認めない。